

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 成立の日における貸借対照表</p> <p>ロ 各営業期間（法第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）、「資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書</p> <p>二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失をいう。</p> <p>三 支配取得 投資法人が他の投資法人（当該投資法人と当該他の投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の投資法人の事</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 成立の日における貸借対照表</p> <p>ロ 各営業期間（法第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）、「資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書</p> <p>二 投資主資本等 投資法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失をいう。</p> <p>三 支配取得 投資法人が他の投資法人（当該投資法人と当該他の投資法人が共通支配下関係にある場合における当該他の投資法人を除く。以下この号において同じ。）又は当該他の投資法人の事</p>

業に対する支配を得ることをいう。

四 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他の全ての投資法人を支配している場合における当該二以上の投資法人に係る関係をいう。

五 吸収合併対象財産 吸収合併（法第四百七十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により吸収合併存続法人（同項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

六 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。

七 吸収合併対価時価 吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額をいう。

八 先行取得分投資口 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 吸収合併の場合 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口又は吸収合併の直前に吸収合併消滅法人が有する当該吸収合併消滅法人の投資口

ロ 新設合併（法第四百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合 各新設合併消滅法人（同項第一号に規

業に対する支配を得ることをいう。

四 共通支配下関係 二以上の投資法人が同一の者（人格のないものを含む。）に支配（一時的な支配を除く。以下この号において同じ。）をされている場合又は二以上の投資法人のうちの一の投資法人が他のすべての投資法人を支配している場合における当該二以上の投資法人に係る関係をいう。

五 吸収合併対象財産 吸収合併（法第四百七十七条第一項に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により吸収合併存続法人（同項第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

六 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第四百七十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。

七 吸収合併対価時価 吸収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併対価の価額をいう。

八 先行取得分投資口 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものをいう。

イ 吸収合併の場合 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口又は吸収合併の直前に吸収合併消滅法人が有する当該吸収合併消滅法人の投資口

ロ 新設合併（法第四百四十八条第一項に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合 各新設合併消滅法人（同項第一号に規

定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口
九 新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人（法第四百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

十 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。

十一 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の価額をいう。

十二 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、新設合併により支配取得をするものをいう。

十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。

十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をいう。

十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。

十六 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課され

定する新設合併消滅法人をいう。以下同じ。）が有する当該新設合併消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資口
九 新設合併対象財産 新設合併により新設合併設立法人（法第四百四十八条第一項第二号に規定する新設合併設立法人をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。

十 新設合併対価 新設合併に際して新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対して交付する投資口をいう。

十一 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の価額をいう。

十二 新設合併取得法人 新設合併消滅法人のうち、新設合併により支配取得をするものをいう。

十三 投資主資本承継消滅法人 新設合併消滅法人が投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおける当該新設合併消滅法人をいう。

十四 非対価交付消滅法人 新設合併消滅法人の投資主に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅法人をいう。

十五 非投資主資本承継消滅法人 投資主資本承継消滅法人及び非対価交付消滅法人以外の新設合併消滅法人をいう。

十六 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課され

る事業税をいう。)をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

十七 ヘッジ会計 ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。))若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。))又はデリバティブ取引(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。))に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

十八 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

十九 会計方針 計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。

二十 遡及適用 新たな会計方針を当該営業期間より前の営業期間に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすること

る事業税をいう。)をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

十七 ヘッジ会計 ヘッジ手段(資産(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。))若しくは負債(将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。))又はデリバティブ取引(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この条及び第三十一条第一号において同じ。))に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。)に係る損益とヘッジ対象(ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。

十八 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

(新設)

(新設)

をいう。

二十一 表示方法 計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

二十二 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

二十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、当該営業期間より前の営業期間に係る計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。

二十四 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

二十五 誤謬の訂正 当該営業期間より前の営業期間に係る計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

二十六 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）、及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十九 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）、及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

二十 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第五十四条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額(遡及適用又は誤謬の訂正(以下「遡及適用等」という。))をした場合にあっては、遡及適用等をした後の額をいう。)

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2| 前項第一号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき遡及適用等をした場合にあっては、遡及適用等をする前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

3| 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約(法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人にあっては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は第一項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

4| 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めると

(当期末処分利益又は当期末処理損失)

第五十四条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額
(新設)

2| 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約(法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)に定めがある投資法人にあっては、払戻しに伴う当期純利益の分配額は前項に規定する当期純利益金額から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期純損失金額の分配額は同項に規定する当期純損失金額に当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

3| 前条に規定する当期純利益金額又は当期純損失金額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期末処分利益又は当期末処理損失として表示しなければならない。

第五十六条 投資主資本等変動計算書については、この条に定めると

<p>2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 投資主資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 出資総額</p> <p>二 新投資口申込証拠金</p> <p>三 剰余金</p> <p>四 自己投資口</p> <p>4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 出資剰余金</p> <p>二 任意積立金</p> <p>三 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において</p>	<p>2 投資主資本等変動計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。</p> <p>一 投資主資本</p> <p>二 評価・換算差額等</p> <p>3 投資主資本は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 出資総額</p> <p>二 新投資口申込証拠金</p> <p>三 剰余金</p> <p>四 自己投資口</p> <p>4 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。</p> <p>一 出資剰余金</p> <p>二 任意積立金</p> <p>三 当期末処分利益又は当期末処理損失</p> <p>5 前項第二号に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>6 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。</p> <p>一 その他有価証券評価差額金</p> <p>二 繰延ヘッジ損益</p> <p>7 出資総額、剰余金及び自己投資口に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において</p>
---	---

、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高（遡及適用等をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）

二 当期変動額

三 当期末残高

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

一 当期首残高

二 当期変動額

三 当期末残高

（注記表の区分）

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法の変更に関する注記

五 会計上の見積りの変更に関する注記

六 誤謬の訂正に関する注記

、第二号に掲げるものは、各変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。

一 当期首残高

二 当期変動額

三 当期末残高

8 評価・換算差額等に係る項目は、それぞれ当期首残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしなければならない。この場合において、主要な当期変動額について、その変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

（新設）

（新設）

（新設）

（注記表の区分）

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 継続企業の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 七| 貸借対照表に関する注記
- 八| 損益計算書に関する注記
- 九| 投資主資本等変動計算書に関する注記
- 十| 税効果会計に関する注記
- 十一| リースにより使用する固定資産に関する注記
- 十二| 金融商品に関する注記
- 十三| 賃貸等不動産に関する注記
- 十四| 関連当事者との取引に関する注記
- 十五| 一口当たり情報に関する注記
- 十六| 重要な後発事象に関する注記
- 十七| その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第六十一条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に
関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一| 資産の評価基準及び評価方法
 - 二| 固定資産の減価償却の方法
 - 三| 引当金の計上基準
 - 四| 収益及び費用の計上基準
 - 五| その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 三| 貸借対照表に関する注記
- 四| 損益計算書に関する注記
- 五| 投資主資本等変動計算書に関する注記
- 六| 税効果会計に関する注記
- 七| リースにより使用する固定資産に関する注記
- 七の二| 金融商品に関する注記
- 七の三| 賃貸等不動産に関する注記
- 八| 関連当事者との取引に関する注記
- 九| 一口当たり情報に関する注記
- 十| 重要な後発事象に関する注記
- 十一| その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第六十一条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の
作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法
その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計
方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいもの
を除く。）とする。
- 一| 資産の評価基準及び評価方法
 - 二| 固定資産の減価償却の方法
 - 三| 引当金の計上基準
 - 四| 収益及び費用の計上基準
 - 五| その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(削除)

(会計方針の変更に関する注記)

第六十一条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 遡及適用をした場合には、当該営業期間の期首における純資産額に対する影響額
- 四 当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)
 - イ 計算書類の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該営業期間より前の営業期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

2 |

会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したときは、その内容

(新設)

ハ 当該会計方針の変更が当該営業期間の翌営業期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

(表示方法の変更に関する注記)

第六十一条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(新設)

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第六十一条の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(新設)

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該営業期間の翌営業期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第六十一条の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合

(新設)

における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該誤謬の内容
- 二 当該営業期間の期首における純資産額に対する影響額

(一口当たり情報に関する注記)

(一口当たり情報に関する注記)

第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。

第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、一口当たりの次に掲げる額とする。

- 一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額
- 二 一口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
- 三 投資法人が当該営業期間又は当該営業期間の末日後において投資口の併合又は投資口の分割をした場合において、当該営業期間の期首に投資口の併合又は投資口の分割をしたと仮定して前二号に掲げる事項に係る額を算定したときは、その旨

- 一 当該営業期間末日における純資産額
- 二 当期純利益金額又は当期純損失金額

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改正案	現 行																																																																																																																						
<p>別紙様式（第80条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">附 属 明 細 書</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 不動産等明細表 （1） 総括表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">当期首 残高</th> <th rowspan="2">当期増 加額</th> <th rowspan="2">当期減 少額</th> <th rowspan="2">当期末 残高</th> <th colspan="2">減価償却累計額 又は償 却累計 額</th> <th rowspan="2">差引当 期末残 高</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>当期償 却額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表示上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「<u>当期首残高</u>」、「<u>当期増加額</u>」、「<u>当期減少額</u>」及び「<u>当期末残高</u>」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>第5～第8 （略）</p> <p>第9 投資法人債明細表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>発行 年月日</th> <th>当期首 残高</th> <th>当 期 減少額</th> <th>当期末 残高</th> <th>利 率</th> <th>償 還 期 限</th> <th>使 途</th> <th>担保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10・第11 （略）</p> <p>第12 借入金明細表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th>当期首</th> <th rowspan="2">当期増 加額</th> <th rowspan="2">当期減 少額</th> <th rowspan="2">当期末 残高</th> <th rowspan="2">平均利 率</th> <th rowspan="2">返済期 限</th> <th rowspan="2">使 途</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償 却累計 額		差引当 期末残 高	摘要	当期償 却額		(略)									銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当 期 減少額	当期末 残高	利 率	償 還 期 限	使 途	担保	(略)									区 分	借入先	当期首	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	平均利 率	返済期 限	使 途	摘要	残高	(略)										<p>別紙様式（第80条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">附 属 明 細 書</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 不動産等明細表 （1） 総括表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">前期末 残高</th> <th rowspan="2">当期増 加額</th> <th rowspan="2">当期減 少額</th> <th rowspan="2">当期末 残高</th> <th colspan="2">減価償却累計額 又は償 却累計 額</th> <th rowspan="2">差引当 期末残 高</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>当期償 却額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（表示上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「<u>前期末残高</u>」、「<u>当期増加額</u>」、「<u>当期減少額</u>」及び「<u>当期末残高</u>」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>第5～第8 （略）</p> <p>第9 投資法人債明細表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>発行 年月日</th> <th>前期末 残高</th> <th>当 期 減少額</th> <th>当期末 残高</th> <th>利 率</th> <th>償 還 期 限</th> <th>使 途</th> <th>担保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10・第11 （略）</p> <p>第12 借入金明細表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">借入先</th> <th>前期末</th> <th rowspan="2">当期増 加額</th> <th rowspan="2">当期減 少額</th> <th rowspan="2">当期末 残高</th> <th rowspan="2">平均利 率</th> <th rowspan="2">返済期 限</th> <th rowspan="2">使 途</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	前期末 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償 却累計 額		差引当 期末残 高	摘要	当期償 却額		(略)									銘柄	発行 年月日	前期末 残高	当 期 減少額	当期末 残高	利 率	償 還 期 限	使 途	担保	(略)									区 分	借入先	前期末	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	平均利 率	返済期 限	使 途	摘要	残高	(略)									
資産の種類						当期首 残高	当期増 加額			当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償 却累計 額		差引当 期末残 高	摘要																																																																																																								
	当期償 却額																																																																																																																						
(略)																																																																																																																							
銘柄	発行 年月日	当期首 残高	当 期 減少額	当期末 残高	利 率	償 還 期 限	使 途	担保																																																																																																															
(略)																																																																																																																							
区 分	借入先	当期首	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	平均利 率	返済期 限	使 途	摘要																																																																																																														
		残高																																																																																																																					
(略)																																																																																																																							
資産の種類	前期末 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償 却累計 額		差引当 期末残 高	摘要																																																																																																															
					当期償 却額																																																																																																																		
(略)																																																																																																																							
銘柄	発行 年月日	前期末 残高	当 期 減少額	当期末 残高	利 率	償 還 期 限	使 途	担保																																																																																																															
(略)																																																																																																																							
区 分	借入先	前期末	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	平均利 率	返済期 限	使 途	摘要																																																																																																														
		残高																																																																																																																					
(略)																																																																																																																							